

令和2年度予算 都市計画税の使途

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（街路事業、公園整備事業等）や土地区画整理事業に要する経費に充てるための目的税として課税しています。

（単位：千円）

事業名	事業費	一般財源	
			うち都市計画税
街路整備事業	209,993	24,264	979,422
公園整備事業	710,023	40,898	
下水道整備事業	248,422	183,642	
地方債償還	1,917,925	1,893,879	
合 計	3,086,363	2,142,683	979,422

※都市計画税は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。